

動画公開による水産物地方卸売市場情報発信業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、函館市が実施する動画公開による水産物地方卸売市場情報発信業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 件名 動画公開による水産物地方卸売市場情報発信業務
- (2) 目的 「ユーチューブ（Y o u T u b e）」上に水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の様々な動画を作成・公開し，市場の課題の解決の一端を担う機能を整備することで，市場の活性化を図ることを目的とする。
- (3) 内容
- ア 事業の企画に関する業務
 - イ ユーチューブへ動画をアップロードするために必要な業務
 - ウ 撮影対象の取材および調整
 - エ 撮影，編集
 - オ 閲覧数を増やす方策
 - カ その他必要な業務
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 契約上限額 1,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (6) 業務担当部課 函館市農林水産部企画調整課（市場・販路担当）
〒040-8666 函館市東雲町4番13号 [市庁舎4階]
電 話 0138-21-3349 F A X 0138-21-3585
E-mail shijyo-hanro@city.hakodate.hokkaido.jp
担 当 木下

2 スケジュール

市場見学申込書の提出期限	令和6年4月 3日（水）まで
市場の見学	令和6年4月 5日（金），8日（月），9日（火）
質問書の提出期限	令和6年4月10日（水）まで
回答書の公表	令和6年4月17日（水）まで
参加申込書の提出期限	令和6年4月19日（金）まで
参加資格確認結果の通知	令和6年4月23日（火）まで
市場見学申込書の提出期限	令和6年4月24日（水）まで
市場の見学	令和6年4月26日（金），30日（火）， 5月 1日（水）， 2日（木）
企画提案書の提出期限	令和6年5月17日（金）まで
ヒアリングの実施	令和6年5月20日（月）から24日（金）までの間
審査結果の通知および公表	令和6年5月31日（金）まで

3 参加資格要件

企画提案に参加する者（グループ応募の場合は，構成員を含む。）は，次に掲げる

要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰または役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。

4 市場の見学

本プロポーザルに参加を検討する者は、市場の見学(写真等撮影可)ができるので、見学を希望する場合は、様式1「市場見学申込書」を次のとおり提出すること。
なお、見学に市職員は同伴しない。

- (1) 見学の期日
令和6年4月5日（金）、8日（月）、9日（火）
※「せり」は、午前6時開始
- (2) 見学可能人数
1社4名まで
- (3) 提出期限
令和6年4月3日（水）午後5時まで
- (4) 提出先
1(6)に同じ
- (5) 提出方法
電子メール送信による
メールの件名は、「公募プロポ市場見学申込書の提出」とすること
- (6) 駐車許可書等の配付
市場見学申込書を提出した者に対し、駐車許可書、吊り下げ名札および見学に当たっての注意事項を記した書類を配付するので、次の日時に受け取ること。
日時 令和6年4月4日（木）午後1時から午後5時までの間
場所 函館市本庁舎4階 農林水産部企画調整課（市場・販路担当）

5 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式2「質問書」を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年4月10日（水）午後5時まで
- (2) 提出先
1(6)に同じ

(3) 提出方法

電子メール送信による

※メール件名は、「公募プロボ質問書の提出」とすること。

(4) 回答方法

市ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、回答は、本要領の追加または修正とみなす。なお、意見表明と解されるもの、本要領等に記載がある内容には回答しないことがある。

アドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2024032500053/>

6 参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

	提出書類	備考
①	参加申込書（様式3） 1通	住所、商号、代表者氏名（職名を除く。）は、③の書類と一致させること
②	構成員調書（様式4） 1通	グループで応募する場合
③	現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写） 1通 ※発行日は、参加申込書提出日から交付3か月以内のもの	
④	誓約書（様式5） 1通	
⑤	直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書） 各1通	
⑥	函館市の市税の納税証明書〔市税に滞納がないことの証明〕（写） 1通 ※発行日は、参加申込書提出日から交付3か月以内のもの	函館市に納税義務がある場合 発行窓口は、函館市役所2階財務部税務室税証明担当および各支所の証明窓口 https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012301251/
⑦	消費税および地方消費税の納税証明書〔「その3の3」または「その3」〕（写） 1通 ※発行日は、参加申込書提出日から交付3か月以内のもの	本店所在地管轄の税務署が発行する未納がないという証明書の写し 課税・非課税を問わず発行されるので必ず提出すること
⑧	委任状（様式6） 1通	本店が支店・営業所等へ参加申込および企画提案等について権限を委任する場合

イ 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時まで

ウ 提出先

1 (6)に同じ

エ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記イ必着とする。

オ その他

1 者が複数のグループの構成員となることはできない。

グループ応募の場合は、構成員のすべてが参加資格要件を満たす必要がある。

構成員個別の書類（上記ア③から⑧）は代表者が集約し、他の書類と併せて市へ提出すること。

(2) 結果の通知等

市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和6年4月23日（火）までに申込者へ結果を電子メール送信により通知する。参加資格要件を満たす者には、結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

7 市場の見学

市から企画提案書の提出を要請された者は、市場の見学（写真等撮影可）ができるので、見学を希望する場合は、様式1「市場見学申込書」を次のとおり提出すること。なお、見学に市職員は同伴しない。

(1) 見学の期日

令和6年4月26日（金）、30日（火）、5月1日（水）、2日（木）

※「せり」は、午前6時開始

(2) 見学可能人数

1社4名まで

(3) 提出期限

令和6年4月24日（水）午後5時まで

(4) 提出先

1 (6)に同じ

(5) 提出方法

電子メール送信による

メールの件名は、「公募プロポ市場見学申込書の提出」とすること

(6) 駐車許可書等の配付

市場見学申込書を提出した者に対し、駐車許可書、吊り下げ名札および見学に当たっての注意事項を記した書類を配付するので、次の日時に受け取ること。

日時 令和6年4月25日（木）午後1時から午後5時までの間

場所 函館市本庁舎4階 農林水産部企画調整課（市場・販路担当）

8 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提案内容

別紙「企画提案仕様書」により提案すること。

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出様式

A4判（A3判の折込可）

イ 提出部数

- ① 企画提案書〔表紙〕（様式7） 1部
- ② 企画提案書 正本1部，副本9部
※副本9部のうち6部（本プロポーザル審査委員会審査用）について，企画提案者の名称が印字されている部分は墨塗りすること。

ウ 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時まで

エ 提出先

1(6)に同じ

オ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記ウ必着とする。

(3) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は，プロポーザル方式の手續およびこれに係る事務処理において必要があるときは，提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は，企画提案者から提出された企画提案書等について，函館市情報公開条例（平成13年3月28日条例第7号）の規定による請求に基づき，同条例第7条に規定する非公開情報を除き，第三者に開示することができるものとする。

9 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため，3名で構成された動画公開による水産物地方卸売市場情報発信業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

別紙「動画公開による水産物地方卸売市場情報発信業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱」参照

(2) ヒアリングの実施

企画提案者を対象に，ヒアリングを実施する。

ア 実施方法

企画提案の内容について電子メール送信により質疑応答を行うものとする。

イ 実施時期

令和6年5月20日（月）から24日（金）までの間

※20日（月）または21（火）に市から企画提案者へ電子メールにより質疑書を送信し，23日（木）または24日（金）までに企画提案者から電子メールにより応答書を得る予定。

(3) 審査方法

企画提案書およびヒアリングの結果を評価基準に基づき評価する方法とする。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

10 最適提案者の選定

評価点の合計が最も高く，210点以上の者1者を最適提案者として選定する。

なお，該当者が2者以上あったときは，審査項目①の評価点が高い者を最適提案者として選定する。

すべての企画提案者の評価点の合計が210点に達しない場合は，最適提案者を選

定せず、本プロポーザルの手続きを中止する。

11 審査結果の通知

市は、特別な理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者を受託候補者として決定し、企画提案者へ次の事項を電子メール送信により通知する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属氏名

12 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後、函館市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・全企画提案者の評価点合計
※受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。
企画提案者が2者の場合、2位の者の評価点合計は表示しない。
- ・受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

13 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第7条第2項第11号を適用し免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要する。

14 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

15 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1提案に限る。

- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は，企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権，特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果，生じた責任はすべて提案者が負う。